

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	三
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		四
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		四
○資金管理団体の届出		五
○資金管理団体の届出事項の異動届		五
公安委員会		
○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則		五
○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施		六

ページ

告 示

○宮城県告示第六百九十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
春ウイメンズクリニック	名取市田高字南二十七ー一	平成二十六年七月一日
ことぶき歯科	石巻市わかば三ー十二ー十	平成二十六年七月一日
玉川歯科医院	塩竈市玉川二ー六ー九	平成二十六年六月一日
おぎはら歯科医院	名取市堀内字南百七十八ー六	平成二十六年五月十日
上中デンタルクリニック	岩沼市土ヶ崎二ー八ー二十二	平成二十六年四月一日
武田歯科医院	遠田郡涌谷町字立町二十一	平成二十六年六月一日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五ー二	平成二十六年五月十二日
ひかり薬局大崎市民病院前	大崎市古川穂波二ー八ー十四	平成二十六年五月一日
さくら橋薬局調剤センター	大崎市古川穂波六ー二ー二十三	平成二十六年六月一日
仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三ー七ー六	平成二十六年六月一日
アイランド薬局大崎古川店	大崎市古川穂波三ー七ー七	平成二十六年七月一日
リハビリ訪問看護ステーションつばさ仙南	巨理郡巨理町逢隈田沢字早川七十五ー一	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第六百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人常磐会石巻ときわクリニック	石巻市中央二一ー一十六中央ビル二号室	平成二十六年五月三十一日
しろがね産科婦人科クリニック	白石市鷹巣東三一八一三	平成二十六年四月十二日
伊東医院	大崎市三本木字町浦八十八	平成二十六年四月二日
玉川歯科医院	塩竈市玉川二一六一九	平成二十六年四月二十日
上中歯科医院	名取市関上新鶴塚九十八一ー一	平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
いしづか内科クリニック	石巻市蛇田字新大塚三百六十二	平成二十六年五月十日
変更後	石巻市恵み野五ー一ー三十八	
変更前	石巻市蛇田字新大塚三百六十三	
変更後	石巻市恵み野五ー一ー四十一	平成二十六年五月十日

変更前	医療法人社団やまきクリニック	白石市兎作四十一	平成二十六年五月二日
変更後	えんどうクリニック		
変更前	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二一三ー一十	平成二十六年六月二十八日
変更後	高城歯科医院	大崎市古川穂波三一八一ー一	
変更前	石巻デンタルクリニック	石巻市蛇田字新大塚百二一ー一	平成二十六年五月十日
変更後	石巻デンタルクリニック	石巻市恵み野六一五ー一十四	
変更前	カワチ薬局石巻西店	石巻市蛇田字新大塚二百十五一ー一	平成二十六年五月十日
変更後	石巻市恵み野四一ー一十六		
変更前	佐々木薬局市民病院	石巻市蛇田字新大塚三百六十三	平成二十六年五月十日
変更後	けやき薬局石巻店	石巻市恵み野五ー一ー三	
変更前	アイン薬局古川店	大崎市古川千手寺町一ー七ー二十五	平成二十六年七月一日
変更後	ヨネキ薬局市立病院前店	大崎市古川穂波三一八一五十一	
変更前	ヨネキ薬局穂波店	大崎市古川千手寺町一ー七ー二十四	平成二十六年七月一日
変更後	矢本ひまわり訪問看護ステーション	大崎市古川穂波六一ー三ー二	
変更前	東松島市大曲字堰の内南約四十五一	東松島市大曲字堰の内南約四十五一	平成二十六年七月一日
変更後	東松島市大曲字堰の内南約四十四一	東松島市大曲字堰の内南約四十四一	平成二十六年七月一日

変更前	あおい訪問看護ステーション富谷	黒川郡富谷町東向陽台三二二十八	平成二十六年六月一日
変更後	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十		
変更前	公益社団法人宮城県看護協会栗原訪問看護ステーション	栗原市若柳字川南戸の西四	
変更後	栗原市薬館伊豆二一七十七		平成二十六年六月十六日

○宮城県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	岩出山調剤薬局	所 在 地	大崎市岩出山浦小路十六一六	休 止 年 月 日	平成二十六年四月二十三日
-----	---------	-------	---------------	-----------	--------------

○宮城県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	豊島歯科医院	所 在 地	大崎市古川川端六一二二	辞 退 年 月 日	平成二十六年四月三十日
-----	--------	-------	-------------	-----------	-------------

○宮城県告示第六百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二〇〇三〇六	事業所の名称及び所在地	登米大地 居米市追町新田字山三十八一	指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人はらから福祉会	指定年月日	平成二十六年七月一日
-------	-----------	-------------	--------------------	---------------	--------	------	---------------	-------	------------

○宮城県告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
東松島市大塚字大東三四の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
鉄道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十八号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき人	株式会社 塩釜中央自動車	代表者	代表取締役 柴原 英紀	売りさばき場所	塩竈市舟入一丁目六番七号	指定年月日	平成二十六年八月一日
--------	--------------	-----	-------------	---------	--------------	-------	------------

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年八月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町吉田浜字浜屋敷六十一番一、六十一番二の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区片平二丁目一番一号
国立大学法人東北大学

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

青柳信義後援会 青柳 信義 青柳 信義 黒川郡富谷町日吉台二丁目二番 平成二十六年七月三十日
地一

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

全日本不動産政治連盟 会計責任者 佐藤 昌市 平成二十六年七月二日
宮城県本部 主たる事務所の所在地 白石市大手町三番一〇号 白石市沢目一二四一 平成二十六年七月三十一日

沼倉昭仁後援会 政治団体の名称 橋本けいいち後援会 橋本けいいち・ひと・まち・夢フォーラム 平成二十六年七月二十五日

水沢ふじえ後援会 代表者の氏名 水澤富士江 渡邊 昌明 平成二十六年七月三十日

代表者の氏名 関谷 卓 阿部加代子

豊かで元気な丸森を創る会 代表者の氏名 大槻 孝雄 佐々木一男 平成二十六年七月十五日

和田政宗後援会 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 平成二十六年六月五日

（公職の候補者の氏名及び公職の種類） 和田 政宗、参議院議員

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

斎藤やすのりの会 斎藤 恭紀 平成二十五年十二月三十一日

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)
斎藤やすのりの会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 斎藤 恭紀

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

公職の候補者の氏名 斎藤 恭紀

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 26. 5. 30 (25. 12. 31解散)

1 収入総額 5,858,324

前年繰越額 5,848,324

本年収入額 10,000

2 支出総額 5,833,976

3 本年収入の内訳 寄附 10,000

個人分 10,000

4 支出の内訳 経常経費 4,792,659

人件費 2,468,421

光熱水費 95,737

備品・消耗品費 150,682

事務所費 2,077,819

政治活動費 1,041,317

組織活動費 1,019,207

機関紙誌の発行その他の事業費 5,250

宣伝事業費 5,250

調査研究費 16,860

5 寄附の内訳 (個人分)

年間五万円以下のもの 10,000

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

青柳 信義 富谷町議会議員 青柳信義後援会 黒川郡富谷町日吉 青柳 信義 平成二十六年七月三十日

台二丁目二二番地 一

○宮選管告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十六年八月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新旧

沼倉 昭仁 白石市長 沼倉昭仁後援会 主たる事務所 白石市大手町三番一〇号 白石市沢目一二四

橋本 啓一 仙台市議会議員 橋本けいいち・ひと・まち・夢フォーラム 政治団体の名称 橋本けいいち後援会 橋本けいいち・ひと・まち・夢フォーラム

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 8月 8日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正

する。

別表第1 仙台南警察署の項中

山田交番	仙台市太白区山田上ノ台町7番77号	を
------	-------------------	---

山田交番	仙台市太白区山田上ノ台町7番77号	に改める。
東中田交番	仙台市太白区袋原六丁目1番2号	

別表第2 仙台南警察署の項中

東中田駐在所	仙台市太白区袋原六丁目1番2号	を
生田駐在所	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中23番地の3	

生田駐在所	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中23番地の3	に改める。
-------	---------------------	-------

別表第4 仙台南警察署の表南仙台交番の項中「中田町」及び「東中田一丁目から東中田三丁目まで、東中田四丁目（1番から7番まで及び9番から13番まで）、東中田五丁目、東中田六丁目、袋原一丁目から袋原三丁目まで、袋原（北河原）」を削り、同表山田交番の項の次に次のように加える。

東中田交番	仙台市太白区のうち四郎丸中田町、東中田一丁目から東中田六丁目まで、袋原一丁目から袋原六丁目まで、袋原
-------	--

別表第4 仙台南警察署の表東中田駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年8月12日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第98号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年8月8日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 検定に係る警備業務の種類及び級

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 学科試験及び実技試験の一部
平成26年11月6日（木）午前9時30分から

(2) 実技試験

平成26年11月25日（火）から同年12月5日（金）までの間に各種別ごと実施

3 実施場所

(1) 学科試験及び実技試験の一部

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

(2) 実技試験

仙台市泉区高森2丁目1番地の39

仙台地域職業訓練センター

4 受検人員

<p>空港保安警備業務 1級及び2級合わせて10人 施設警備業務 1級及び2級合わせて40人 雑踏警備業務 1級及び2級合わせて20人 交通誘導警備業務 1級及び2級合わせて20人 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級・2級合わせて10人 貴重品運搬警備業務 1級及び2級合わせて20人</p> <p>5 受検対象者 (1) 当該警備業務各1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの ア 検定を受けようとする警備業務の種類について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 (2) 当該警備業務各2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。</p> <p>(2) 受付期間 平成26年10月1日（水）から同月7日（火）までの土・日曜日を除く5日間（10月1日から6日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午前9時から午後3時まで）とする。 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 申請受付期間</p>	<p>平成26年10月8日（水）から同月15日（水）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。 なお、郵送による提出は受け付けないこととする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通 イ 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通 ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通 エ 前記5-（1）-アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-（1）-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通 オ 前記5-（1）-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通 カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、 ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円 イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円 ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円 エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円 オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円 カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円 の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付</p>
---	---

する受検票を持参すること。

10 その他

検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活環境課

電話番号022-221-7171 内線3184・3185